

## アルコール検知器の使用等が義務化されます。

### 道路交通法施行規則の一部改正について

警察庁では、本年6月に千葉県八街市で小学生5名が飲酒した状態の運転者が運転する白ナンバーの大型トラックにはねられて死傷した交通事故を受けて、安全運転管理者の業務として

- (1) 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いて確認を行うこと  
～ 新府令第9条の10第6号関係
- (2) (1)の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること  
～ 新府令第9条の10第7号関係
- (3) アルコール検知器を常時有効に保持すること  
～ 新府令第9条の10第7号関係

を新たに定めること等を内容とする道路交通法施行規則の一部を改正する等の手続きを進めています。改正案は次のとおりで、令和4年4月1日を施行日としています。

#### ※ 道路交通法施行規則の一部改正（案）

（安全運転管理者の業務）

#### 第9条の10

法第74条の3第2項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

#### 1～4 [略]

5 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそのの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

6 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。

7 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

#### 8・9 [略]

（電磁的方法による記録）

#### 第9条の10の2

前条第8号に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同号に規定する当該事項が記載された日誌に代えることができる。

#### 2 [略]

#### ※ 国家公安委員会が定めるアルコール検知器

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。